

残留農薬の基準が変わります

安全・安心の農産物づくり

消費者に安全な農産物を提供するため、すべての農薬に対して、残留基準を定める「残留農薬等に関するポジティブリスト制度」が5月29日から施行されます。

農業者はもちろんのこと、家庭菜園などで農薬を散布するときにも農薬の飛散に十分に注意する必要があります。



ポジティブリスト制度施行 農薬散布は十分に注意を

すべての農薬に基準を設定
「残留農薬等に関する
ポジティブリスト制度」ってなに？

これまで、食品に対する残留農薬規制では、すべての残留農薬について規制することができず、海外からの輸入農産物など、日本で使用されていない農薬に対応することができませんでした。

新たに施行される「ポジティブリスト制度」では、今まで残留基準が設けられていなかった農薬にも一律に厳しい基準を設定。農薬すべての種類に規制が及ぶため、基準を超えた食品が流通することを防ぎます。

もし、基準値を超える残留農薬が検出された場合、その食品の流通が禁止され、回収・損害賠償の支払いといった措置がとられます。産地のイメージダウンにもなりかねませんので、皆さんで注意しましょう。

家庭菜園でも注意が必要

農薬散布は配慮を

すべての農薬に残留基準が設置され、食品・農産物の流通が規制されることから、農薬散布に対する注意がこれまで以上に必要となります。

農薬の適正使用はもちろんのこと、周囲への飛散も防止しなければなりません。

これには、地域一体での取り組みが必要です。農業者だけでなく、家庭菜園で農薬を使用する人も農薬を散布する際は、周囲に十分配慮し、飛散を防ぐための対策を行きましょう。

もし、除草剤を散布する際にも同様の配慮をお願いします。

どんなことをしなければいいの？

飛散をできるだけ減らすために……

- 風量と風向きを考慮し、散布の方向や位置に注意しましょう。
- 細かすぎる散布粒子のノズルは使わず、散布圧力を上げすぎないようにしましょう。
- タンクやホースはきれいに洗いましょう。

次のような対策も

飛散防止に有効です

- 登録のある農薬を使用する。
 - 飛散しにくい農薬(粒剤など)を使用する
 - 境界区域では農薬を散布しない。
 - まわりの作物をネットやシートで覆う。
- また、農薬を散布したら必ず記帳するようにしましょう。

問い合わせ先

農政課農産係
☎(248)1445

飛散が起ってしまったら!

もし、飛散が起ってしまったら、すぐに周りの栽培者に知らせ、次の指導機関に相談してください。

- 県病虫害防除所
☎248-6490
- 菊池地域振興局 農業普及指導課
☎0968-25-4111
- 合志市役所 農政課農産係
☎248-1445

とれたて生活始めてみませんか!

市民農園利用者募集

市民農園の利用者を募集します。だれでも利用できる農園です。いつでもとれたて新鮮野菜作り、始めてみませんか？

申込期間 5月8日(月)～22日(月)
申込資格 どなたでも申し込みます。
(市外者可。ただし、学生は除く)

募集区画数 全7区画
① 26㎡～27㎡ 3区画
② 35㎡ 1区画
③ 68㎡～74㎡ 3区画
利用料金 1㎡あたり100円(年間)
申込方法

合志庁舎・西合志庁舎・各支所にある申込用紙に必要事項を記入の上、両庁舎または各支所へ申し込んでください。
※応募者多数の場合、抽選により決定します。

問い合わせ先

農政課農業振興係(合志庁舎)
☎(248)1445

